

平生町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年8月8日(金) 午前9時30分～午前10時50分
- 2 開催場所 平生町役場 大会議室
- 3 出席委員 (4人)

会 長 内山 壯二

職務代理者 吉崎 秀和

委 員 窪田 伸子 金福 和広

- 4 欠席委員 瀬尾 純夫

- 5 農地利用最適化推進委員(5人) 松村 哲雄 藤山 一人 羽山 敦紀
中山 直行 田代 勉

- 6 欠席委員 河内山 裕子

- 7 事務局職員 局 長 吉岡 文博

書 記 久保 真大

- 8 会議録署名委員

○会 長

これより8月定例農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は議長において、吉崎委員さん、窪田委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局からお願いします。

- 9 会 議

○事務局

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」8件を上程いたします。

【議案第1－1号】

○事務局

ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号の1、申請地、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。地目は田、面積は1865㎡、一体利用地を含めた計画面積は2723.21㎡です。農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は店舗用地で、工事完成は令和7年12月26日までです。

続いて、4ページをご覧ください。着色部分が申請地、斜線部分が一体利用地です。WE CARSの南西に位置しています。

続いて、5ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。譲受人が造成し、その後、●●●●が申請地を含む一体利用地を借り受け、205.25㎡の店舗を建て、34台分の駐車場を設置する計画となっています。

次に被害防除からです。造成は、最大1.5mの盛土を行うこととなっております。

り、土砂流出対策として、重力式擁壁の設置及び張りコンクリートによる法面の保護を行うこととなっております。令和7年4月1日から盛土規制法が施行されていますが、今回の場合、都市計画法の開発許可を受け、みなし許可となる工事のため、盛土規制法の許可は不要となります。

雨水については、敷地内に集積マス、水路を設置し、そちらを通して南東の排水路へ放流される計画です。汚水については、公共下水道への放流となります。

なお、進入路の加工に関連して道路法の申請、排水管の設置に関連して占用許可の申請、開発行為となりますので開発行為の許可申請が行われており、農地転用の許可についても開発行為と同時許可となります。また、一体利用地に赤線が含まれており、用途廃止後、払い下げを受ける協議を町と行っている書面が添付されています。

以上、書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 8月4日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工してありません。汚水排水はないか、公共下水道です。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。しかし、今、一体利用地内の屋敷の解体を行っており、許可申請中の土地に解体資材が置かれているように見受けられます。今はまだ田としての利用ということになると思います。農業委員会で許可が出ないかぎり勝手に解体資材置場として使うことはおかしいのではないかと気もします。ただ、書類上はそろっているで支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。

農地利用最適化推進委員の中山委員さん、なにかありますか。

○中山委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

○会 長 今の解体資材の件はどうでしょうか。

○金福委員 置いているように見えるけど、境界あたりに資材が置かれていてわからな

い。大まかにしかわからない。けど、置いているようには見えます。申請者は申請を出しているから資材を置いてもいいという考えなのかもわからない。

○事務局 申請者に許可前の申請地に解体資材などを置くことがないように伝えます。

○会 長 きちんとしてもらわないと始末書では済まないということもあるから。

○金福委員 境界をきちんとしてもらって、資材が入っているか、入っていないか確認してもらうしかないですね。入っていれば、おかしいのではないか。入っていない、除けてもらえれば問題ない。

このことを申請者に伝えてもらい、報告をもらってください。

あくまで田であり、農業委員会で許可後に解体に入って、資材を置くことは問題ないが、それより前の段階ですから、きちんと線を引いてもらったほうがいいと思います。

○事務局 わかりました。

○会 長 採決はどうしますか。

○金福委員 採決は書類が揃ってますので、採決はした方がいいと思います。入っていれば始末書を出してもらうということで。むやみに止めるわけにはいかないですから。

○会 長 わかりました。このことは、申請者から報告を受けるようにしてください。ほかになにかありますか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達いたします。

続いて、議案第1－2号について事務局からお願いします。

【議案第1－2号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号の2、申請地、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。地目は田、面積は国道側の土地が225㎡、町道側の土地が806㎡、合計1031㎡です。農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は資材置場で、工事完成は令和7年12月26日までです。

続いて、6ページをご覧ください。着色部分が申請地で、WECARSの南西に位置しています。

続いて、7ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。申請地はそれぞれ国道、町道と接していますが、1.5mほど低くなっています。しかし、造

成や道路加工なども行わない内容となっています。道路との高低差がある資材置場ということで、譲受人から誓約書が添付されており、資材の搬出入について、短時間の搬出入はトラック等の停車により、人力での資材の搬出入を行うこと。長時間の搬出入となる場合や大型資材の搬出入においては、道路使用許可を取得して、ユニック等を用いて資材の搬出入を行うこと。この方法で近隣からの苦情などの問題が発生した場合の対応として、国道、町道からの進入ができる出入口を、加工申請等を行い確保すること。もしくは、町道側資材置場については隣接地●●番●から進入できるように、隣接地主と交渉を行い、既存出入口を利用し、スムーズに出入りできるようにするという内容となっています。

被害防除から、申請地は、造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会 長

只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員

8月4日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕で、草が刈ってあった状態です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工しておりません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

ですが、今、申請者から資材置場としての利用の誓約書がありました。ただ、資材置場が完成するまでは通行止め等はないと思いますけど、完成後にトラックを置いて行うということで、横に歩道がありますので歩行者がいることを念頭に入れて、作業してもらうように連絡してもらえれば助かります。

それと、許可を出した後、勝手に資材置場として使うのではなく、これは前の申請の店舗用地とは離れたものという解釈で、隣の店舗用地の工事の材料は置いてもらっては困ると思います。ただ、申請者が一緒というだけで両方使えるものと思ってもらっては困ると思います。別々に考えをしてもらって、できるだけ資材を置かないようにできるだけ注意をしてください。

以上です。

○会 長

ありがとうございました。

農地利用最適化推進委員の中山委員さん、なにかありますか。

○中山委員

ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

○窪田委員 ●●番●は資材置場ではないのですか。

○金福委員 資材置場です。ただ土地が低いが、スロープもなにもないのに道路に停めてやるという話だった。ここは駐車禁止のところで、最低でもユニックで吊ると1つの作業に5分以上かかるので、こちらとしては進入路を付けてくれとお願いしたが、進入路のための申請はしないということで、軽い作業は停車ですぐに下ろす。それから隣の土地は造成が済んでおり、そこから車で入ってということも検討するという返答が来たからそれは大丈夫だと思います。

ただ、前の申請の店舗用地の造成をするのに側溝を設けるのに、その資材は店舗用地の資材ですから、今回の資材置場に置いてもらうのは困ると思います。完成が出れば問題ないと思いますが、完成が出るまでに置くことは問題ではないかと思っています。

けじめだけはつけていかないといけないと思います。

○窪田委員 わかりました。

○会 長 ほかにございますか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達いたします。

続いて、議案1－3号について、事務局からお願いします。

【議案第1－3号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号の3、申請地、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。地目は田、面積は1250㎡、農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は運搬車両置場、資材置場で、工事完了は令和7年12月31日です。

続いて、8ページをご覧ください。着色部分が申請地です。さいとう整形外科の西側に位置するあたりです。

続いて、9ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。申請地の北側およそ4分の1の部分が運搬車両置場でダンプなどの車両を置き、それ以外の部分が資材置場で真砂土や鉄板を置く計画となっています。

次に被害防除からです。造成は、最大1.8mの盛土を行うこととなっており、これは現状として、運搬車両置場と資材置場には高低差があり、行き来できるようにスロープを設置するための盛土です。盛土規制法では、盛土で高さが1mを超える崖が生じる場合、許可が必要となっていますが、この崖は30度を超える角度が生じるものが対象となり、今回の計画では25度とな

っているため許可不要と聞き取りしています。

雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 8月4日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としましては、事務局の説明のとおりですが、進入部分に水路があり、車が水路を通るのに鉄板をかけるということですが、許可が必要なのではないですか。

○事務局 建設課には協議済みということで回答を得ています。

○金福委員 協議だけでは後にダメということもあるかもしれないですね。許可、不許可というところまではどうですか。

○事務局 許可、不許可というところまでは確認しておりません。

○金福委員 しっかり確認をしてください。

それから前の所有者が一部造成したのだと思われるけど、地目は田となっているが、畑造のようになっているがこれはどうでしょうか。

○事務局 今、ご指摘のありました運搬車両置場部分の北側は土地が高くなっており、それ以外の資材置場の部分は低い状況です。平成17年4月に国土調査の成果ということで、申請地と●●番●が合筆され、申請地はそのときに地目が畑から田となっていることから、当初から畑部分ということで申請地は高くなっていたと推測されます。

譲渡人にも確認を行ったが、詳細はわからないということでした。

○金福委員 わかりました。

それでは、調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕で、草刈りはされていました。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工しておりません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

○会 長 ありがとうございます。

農地利用最適化推進委員の中山委員さん、なにかありますか。

○中山委員 ありません。

○会 長 ではこれより質疑に入ります。なにか質疑はございませんか。

(なし)

○会 長 よろしいですか。無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達いたします。
続いて、議案１－４号について、事務局からお願いします。

【議案第１－４号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の２ページをご覧ください。
議案第１号の４、申請地、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。地目は田、面積は 1051 m²、農地区分は第３種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は太陽光発電設備の設置で、パネル枚数 200 枚、建蔽率は 41.7%、発電量は 49.5 k w です。
続いて、10 ページをご覧ください。着色部分が申請地で赤道製畳所の東側に位置するあたりとなります。
続いて、11 ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。搬入については、北西の赤線から行う計画となっております。また、工事の前・後に道路や水路の記録写真を撮るように話をしています。
被害防除からですが、申請地は、造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。申請にあたり、暗渠を破損した際には復旧する旨の誓約書が添付されております。
以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 ８月４日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。
調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。境界が確認できるぐらいの草刈りがしてありました。２年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工してありません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

○会 長 ありがとうございます。
農地利用最適化推進委員の中山委員さん、なにかありますか。

○中山委員 ありません。

○会 長 それでは質疑にはいります。なにかご質問ありませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達いたします。

続いて、議案1－5号について、事務局からお願いします。

【議案第1－5号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号の5、申請地、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。地目は田、面積は1589㎡、農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は太陽光発電設備の設置で、パネル枚数200枚、建蔽率は27.6%、発電量は49.5kwです。

続いて、12ページをご覧ください。着色部分が申請地で赤道製畳所の東側に位置するあたりとなります。

続いて、13ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。搬入については、南東の赤線から行う計画となっております。また、工事の前・後に道路や水路の記録写真を撮るように話をしています。

被害防除からですが、申請地は、造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。申請にあたり、暗渠を破損した際には復旧する旨の誓約書が添付されております。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 8月4日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としましては、事務局の説明のとおりです。

調査の時に隣接地の地権者の奥さんがいらしゃって話を聞きました。今は自分たちで申請地との間に水路を掘って排水しているということ、境界の草刈りもやっておられるようです。排水を南西の水路にすることを申請者をお願いして、ユンボのバケット幅でいいので、排水の溝を作ってもらうようにしてください。あと、維持管理ができるようにフェンスを控えてもらうように伝えてください。

あと、大内川の土手の草刈りをする人が少なく、土手の南側に水路があるが、水が流れないらしいです。申請者はこれまでの所有者と同様に草刈りしてもらうように事務局から話をしてもらうと、農家の方も助かると思います。

排水のための水路は確実にお願いして、やってもらうように連絡を取ってください。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もあります。申請地の作付状況は休耕で、確認ができるぐらいの草刈りはしてありました。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工しておりません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。

この件につきまして、農地利用最適化推進委員の中山委員さん、なにか補足はありますか。

○中山委員 ありません。

○会 長 申請者に、今の排水のことをきちんとしてもらうことと、フェンスのことをよくお願いしてください。

○会 長 それでは質疑にはいります。なにかご質問ありませんか。

(なし)

○会 長 他にご質疑等ございませんか。無いようですので採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達いたします。

続いて、議案1－6号について、事務局からお願いします。

【議案第1－6号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。議案第1号の6、申請地、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。地目は畑、面積は合計1057㎡、農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は太陽光発電設備の設置で、パネル枚数172枚、建蔽率は41.0%、発電量は49.5kwです。

続いて、14ページをご覧ください。着色部分が申請地で大野の県道沿いにある老人作業所から近い位置となります。

続いて、15ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。搬入については、西側の●●番●の方から行う計画となっております。また、工事の前・後に道路の記録写真を撮るように話をしています。

被害防除からですが、申請地は、造成はなく、整地のみです。雨水は自然

流下で水路へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、大野地区 地区長 窪田委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○窪田委員 8月6日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

申請地と●●番●の間にブロックがあり、搬入はそちらから行うようで、一旦ブロックをのけて、また後でブロックを戻すという形での搬入方法になります。草刈りもされており、境界もわかりやすくなっていました。

では、調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工しておりません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。その他の参考事項は、特にありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。

この件につきまして、職務代理の吉崎さん、なにか補足はありますか。

○吉崎委員 ありません。

○会 長 農地利用最適化推進委員の田代委員さん、なにかありますか。

○田代委員 ありません。

○会 長 それでは質疑にはいります。なにかご質問ありませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達いたします。

続いて、議案1－7号について、事務局からお願いします。

【議案第1－7号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号の7、申請地、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。地目は田、面積は2699㎡、農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は太陽光発電設備とメンテナンススペースで、パネル枚数158枚、土地

全体からメンテナンススペースと法面部分を差し引いた建蔽率は 22.0%、発電量は 49.5 k w です。

続いて、16 ページをご覧ください。着色部分が申請地で天池の東側に位置するあたりとなります。

続いて、17 ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。北東方向にとがった形状となっていますが、そのとがったあたりがメンテナンススペースとなっています。搬入については、西側の赤線から行う計画となっております。また、工事の前・後に道路や水路の記録写真を撮るように話をしています。

被害防除からですが、申請地は、過去に畑地として造成されており、追加の造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で敷地内設置個人水路へ、汚水の発生はありません。

本申請地は、今回の譲渡人から平成 28 年 8 月 1 日付で「水田埋立てによる畑地造成届出書」が届出されていますが、現在に至るまで畑地造成が完了していない状態です。このことについて、譲渡人から「耕作予定者が入院したため」造成が完了することなく現在に至ったこと、また今後は届出内容に変更が生じた場合はすぐに報告するなどし、今回のようなことがないようにする旨の理由書が提出されています。

また、理由書には、畑地造成届出時に申請地に隣接する●●番●の所有者と交わした「隣地承諾書」の条件事項について、譲渡人の責任において、今回の譲受人に継承し履行させる旨もあわせて記載されています。

今回の転用申請では、譲受人が●●番●の所有者に対して、次のことを誓約している書類も確認しています。隣地承諾書に記載されている条件事項は、当時の畑造届出者であり、今回の譲渡人によって実行されなかったため、今回の譲受人が責任を持って実行すること。条件事項は太陽光発電設備の工事の前に行うこと。という内容になっています。

本来であれば、畑地造成が完了し、1 年間以上耕作を行った上で転用申請となるべきではございますが、先ほどご説明しました理由書や誓約書を考慮いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会 長

只今の説明に関連して、大野地区 地区長 窪田委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○窪田委員

8 月 6 日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりで、過去の畑地造成の完了届が出ていないことや、ここに至るまでの経緯がありまして、そのあたりを事務局で整理して今回の申請に至ったと思います。畑地造成をしたことによって、すでに高い状態で、隣の農地に水が流れ落ちることは問題だと思います。その対応策を示した誓約書が添付されていることも考えまして、判断をしていきたいと思っています。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工してありません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、畑地造成により2m近い高低差があり、大雨の際には流出の可能性がある。他に及ぼす影響はありません。その他の参考事項は、譲受人が太陽光の着工前にベンチフリュームを入れるとの誓約書が添付されており、今後見守っていくことが前提である。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。

この件につきまして、職務代理の吉崎さん、なにか補足はありますか。

○吉崎委員 窪田委員さんが言われたように、今後、誓約書の内容が守られていけばよろしいと思います。

○会 長 農地利用最適化推進委員の田代委員さん、なにかありますか。

○田代委員 畑地造成のことがきちんと済んでから次の申請を受けるべきではないでしょうか。それと、畑地造成の時に側溝を入れるようになっているのに、それを行わずに次の太陽光になっているから、先に側溝を入れてから太陽光の許可を出してはどうでしょうか。今回の誓約書が出ているからといって、本当に側溝を入れてくれるとは限らないですよ。

○会 長 貴重な意見をありがとうございました。

それでは質疑にはいります。なにかご質問ありませんか。

○金福委員 今の続きのような話ですが、当時の約束事はきちんとやってもらわないと。あと、造成のことも病気という理由は分かりますが、完了届が出てからの次のステップでないとおかしいのではないかと。最低限の約束事は先にやってもらって、次の申請としてもらわないといけないのではないかと思います。今回は厳しく判断してもらって、前回の約束毎を先に済ませてもらって、次の申請としてもらわないといけないのではないかと。

当事者の方から話を聞くと、耕作上の支障があっては困ること。造成していなければ、雨水はその田んぼの中を流れていくが、造成したことによって水が流れ込んでくるので、畑地造成の承諾をするときに口約束でなく、書面で約束をした。ただ、畑地造成が始まって、側溝をやってもらえなかった。一度だけ、水が超えそうになったときは農業委員会を通じて話をして、ユンボで土水路をやってもらったことがあった。ただ、それ以降も側溝はやってもらってない。農業をする上で隣が太陽光であれ、畑であれ、支障がないようにしてほしい。ということでした。

許可するのであれば、先に側溝を済ませた後に太陽光の着工ということで

あればいいと思います。農地パトロールも行って、場合によっては停止などということも伝えていく必要があると思います。

○会 長 農地パトロールで確認して、指導していくことも大事だと思います。
今回の誓約書を読んでみてください。

○事務局 「誓約書」

令和 7 年 7 月 18 日付けで申請した「農地等の転用のための権利移動許可申請書」の申請地である「●●番●」について、次のことを誓約します。

本申請地は譲渡人である●●氏が平成 28 年 8 月 1 日付けで「水田埋立による畑地造成届出書」を届出した際に、隣地所有者である●●氏と隣地承諾書を交わしており、承諾書に記載されている条件事項は●●氏によって実行されていないため、弊社が責任を持って実行します。

隣地承諾書に記載のある「300mmのベンチフリューム」は別紙図面のとおり施工します。

「300mmのベンチフリューム」の施工は、太陽光発電設備の工事の前に行います。これは、●●氏が平成 28 年 8 月 1 日付けで届出した「水田埋立による畑地造成届出書」に添付されている誓約書に「農作業に専念し、造成完了後 1 年間は転用等一切いたしません。」とありますが、実際には造成完了することなく現在に至り、農地転用が行われることを踏まえ、●●氏が誓約した内容を先行して行うためです。

誓約書は今回の譲受人から隣地所有者である●●氏に宛てたものです。

○会 長 太陽光の工事の前に側溝をするということが記載されているということですね。現地を農業委員会で確認するということを業者によく伝えてください。

○事務局 わかりました。

○会 長 他になにかありますか。無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達いたします。

続いて、議案 1－8 号について、事務局からお願いします。

【議案第 1－8 号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。

議案第 1 号の 8、申請地、譲受人、譲渡人は記載のとおりです。地目は田、面積は合計 244.44 m²、農地区分は第 2 種農地ですが、譲受人、譲渡人共に第 3 種農地の所有はありません。権利内容は所有権移転、転用目的は農業用倉庫、作業スペース、道となっています。

続いて、18 ページをご覧ください。着色部分が申請地で丸山海浜パークの北側になります。

続いて、19 ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。農業用倉庫は●●番●の県道に近い東側に昭和 63 年に建築され、●●番●は隣接する建物への進入路の一部として利用されている状況です。このことについて、過去に転用申請や届出が行われていないことから、譲渡人から始末書が提出されています。作業スペースは、●●番●の北側で農機具の整備や苗床を管理することに使用すると聴き取りしています。

被害防除からですが、申請地は、造成、整地はありません。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、佐賀地区 地区長 吉崎委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○吉崎委員 8 月 5 日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としましては、事務局の説明のとおりで、農業用倉庫、作業スペース、道となっている状態です。始末書も添付されています。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況はすでに農業用倉庫、作業スペース、道となっています。2 年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工しています。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 農地利用最適化推進委員の松村委員さん、なにか補足はありますか。

○松村委員 今回の譲受人が新たに別の人に譲るとなったら許可は必要なのでしょうか。

○事務局 仮に今回許可となれば、農地ではなくなりますので、新たに譲るときには宅地や雑種地ということで対応されると思いますので許可は必要ありません。

○会 長 それでは質疑にはいります。なにかご質問ありませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達いたします。

続いて、議案第 2 号「令和 7 年度農用地利用集積等促進計画（案）」につ

いて事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第2号「令和7年度農用地利用集積等促進計画（案）」について、上程いたします。

【議案第2号】

○事務局 ご説明いたします。令和7年度平生町農用地利用集積等促進計画（案）の別綴じをご覧ください。

2枚目ですが利用権設定件数1件、筆数は3筆で、設定面積は1731㎡、中ほどはその内訳を記しております。3枚目ですが、利用権の種類としましては、使用貸借で新規となっていますが、現在まで利用権設定することなく、水稻栽培が行われており今回、追認という形で申請されたものです。以降のページに位置図を添付しておりますのでご覧ください。

以上、この計画（案）について町から意見を求められていますので、よろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に対して、委員の皆さんから質問や意見があればお願いします。
（なし）

○会 長 よろしいでしょうか。

では、今の件については、意見なしということで町の方へ回答します。

○会 長 以上、これにて本総会に付議されました案件は全て終了いたします。

会長

岡山 北二

署名委員

吉崎 香 和

署名委員

宮田 伸子